機械設備工事編

1. 一般共1	世争坦			
	監督員	の事務		
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資料
	の報告等	対する措置		
設計図書及び 現場の納まり 等に関する疑 義への対応		協議指示	設計図書その他関係図書をよく確認し、十分に内容を検討し、不明確な事項は、設計者等に設計意図等を確認する。 疑義内容(軽易なものを除く)については、速やかに、工事報告書により課(所)長に報告する。 受注者との協議結果は、軽易なものを除き工	" 1.1.8 監督要綱23条
			事報告書にまとめ、設計図書と異なる部分がある場合は、概算差引金額等を記入し、課(所)長の承認又は指示を受ける。 なお、契約内容の変更については、約款第18 条から第25条の規程及び設計変更ガイドライン に基づき行うものとする。	契約約款18~25条
関連工事等		指示	関連工事の監督員等と、工程、取合い等について協議し、工事全体の円滑な進捗を図る。	標仕1編1.1.7 契約約款2条
工程表	0	確認	契約締結後、「工程表」を提出させ、課(所) 長に報告する。	契約約款3条
請負代金額内 訳書		確認	契約締結後、「請負代金額内訳書」を提出させ、法定福利費の明示と妥当性も含めて確認する。なお、確認方法は別途通知による。	
契約時における確認票		確認	契約後、最初に現場代理人と打ち合わせをするときに、「契約時における確認票」を作成し、 その写しを現場代理人に提出する。	
施工体制台帳及び施工体系図		確認	「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認する。変更が生じた場合は、その都度速やかに提出させ、同様の確認を行う。なお、以下の書類を添付させる。 1. 下請け契約書及び契約款の写し(必要により基本契約書等を添付) 2. 再下請負人通知書 3. 監理技術者等が資格を有することの証明書の写し 4. 監理技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(専任を要しない主任技術者を除く) 5. 専門技術者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証	適正化法14、15 条 特別共仕1.1.4 確認要領

	E1. F→ F	a +174		1. 一放共进争填
*T		の事務	/m	V/ex stat
項目	課(所)長へ		処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
			するものの写し	
火災保険等の 写し		確認	証券の写しを提出させ、保険の種類、期間等について特記仕様書と照合する。 請負代金額、工期等に変更が生じた場合は、 保険加入条件変更後の証券の写しを提出させ、 同様の確認を行う。	契約約款57条 特別共仕1.1.3
建設業退職金 共済証紙購入 状況報告書・ 建設業退職金 共済証紙貼付 実績報告書		確認	請負代金額が600万円以上の工事について、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付けした「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を契約締結後1ヶ月以内に提出させる。なお、証紙の購入が不要な場合は、その旨を提出させる。工事完成時には、証紙を貼り付けた建設業退職金共済手帳の写しとともに「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を提出させ、貼付状況を確認する。	
現場代理人	0	確認協議	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し、課(所)長に報告する。現場への常駐を要しない期間を特記した場合は、当該期間に常駐を求めることのないようにする。また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。	特別共仕1.3.4 確認要領 監督要綱12条
監理技術者等	0	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出 させ、「工事現場等における施工体制の確認要	
	0	協議確認	領」により確認し、課(所)長に報告する。 現場への専任を要しない期間を特記した場合 は、当該期間に専任を求めることのないように する。また、特記にて専任を要しない期間が確 定していない場合は、契約締結後、受注者と協 議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事 報告書により課(所)長に報告する。 建設業法で規定する工事に係る監理技術者 は、監理技術者資格者証を有する者とし、写し を添付させる。また、現場においても、必要に を添付させる。また、現場においても、必要に 応じ資格者証及び監理技術者講習修了証の提 示を求め施工体制を確認する。 1.請負代金額が4,000万円以上(ただし、建	監理技術者制度 運用マニュアル 特別共仕1.3.4 監督要綱12条

	監督員	の事務		
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
			築一式工事の場合は 8,000 万円以上) の場合 は専任の主任技術者(監理技術者) が必要。 ただし、監理技術者にあっては特例監理技術 者(建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定 の適用を受ける監理技術者をいう。以下同 じ。) となる場合を除く。	
			2. 下請代金の額の総額の合計が4,500 万円以上 (ただし、建築一式工事の場合は7,000 万円 以上)の場合は監理技術者が必要 ※ 特定建設工事共同企業体については、取扱い 別途	
			請負代金額が4,000万円以上(ただし、建築一式工事の場合は8,000万円以上)の場合は、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付させ、営業所の専任技術者と兼務をしていないかを確認する。 専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例	
			監理技術者又は監理技術者補佐においては、直接的雇用かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を確認する。 監理技術者等の専任が必要な工事の場合は、契約後速やかに専任確認を実施する。また、必要により、適宜、施工中専任確認を行う。 その他、監理技術者制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。	
専門技術者		確認	専門技術者を置く場合は、「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し、課(所)長に報告する。 なお、建設業法で規定する専門技術者は、附帯する他業種の工事を自ら施工する場合に必要となるため、当該業種の工事に関し主任技術者の資格を有する者とし、その写しを添付させる。	建設業法26条の2確認要領
工事現場への標識の掲示		確認	1. 建設業の許可票 公衆の見やすい場所に、元請の標識が掲 げられているかを確認する。 2. 施工体系図 施工体系図が、工事現場の関係者が見や すい場所及び公衆が見やすい場所に掲げら れているかを確認する。 3. 下請負人が再下請負を行う場合に再下請	25条 建設業法24条の7 適正化法15条 特別共仕1.1.4

		監督員	の事務		
項	〔 目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
		の報告等	対する措置		
		の物では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	対する指値	負流 (2) を いっと に 標時 は こと に で は で に で で ここと に で で さい が か か か か で ここと に で で さい が か か か か か か か か か か か か か か か か か か	労働者災害補償 保険条 特別共仕1.1.7 別共仕1.1.12 資促 大気 所進 大気 所進 大気 所止 法
シ	写実績情報 ス テ ム ORINS)		確認	れていること。 請負代金額が500万円以上の工事について、 工事実績情報システム(CORINS)に工事実績情 報を登録するため、「登録のための確認のお願	特別共仕1.1.8

1. 州文人、八		の事務		
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
			い」の作成を指示し、その内容を確認する。 その後、速やかに(一財)日本建設情報総合 センターに登録申請するよう指示し、「登録内 容確認書」の提出を求める。	
電気工作物の 工事に関す。 保安		指示承諾	電気保安技術者について、総合施工計画書に 記入させるとともに、その資格を証明する資料 を添付させる。	
工事用電力 備の保安	九	指示確認	工事用電力設備の保安責任者について、総合 施工計画書に記入させる。	特別共仕1.3.2
災害及び公会の防止		指導	工事現場内の点検を徹底させ、災害、公害及び事故を未然に防止するよう、「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」その他関係法令等に基づき、受注者を指導監督する。	" 1.3.8 事故防止要領
発生材の処理		指示	1. 発生材のうち、発注者等に引渡しを要する ものは、「埼玉県建築工事に伴う現場発生材 の取扱い要領」に基づき、受注者に、「現場 発生材報告書」を提出させ、関係者の立会い を求め、品目、数量等を照合し必要に応じて 保管方法場所等を確認の上処理する。	標仕巻末資料 監督要綱33条 特別共仕1.1.13
		確認	2. 再資源化を図ると指定されたものは、次の事項について明記した報告書を提出させ、内容を確認する。 (1) 発生材の種類、数量 (2) 収集運搬業者名及び許可証の写し (3) 再資源化処理施設等の名称及び許可証の写し (4) 施設に搬入した証明書等の写し (5) 解体工事業者の登録証の写し (6) 解体工事の技術管理者選任届 3.1及び2以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」、「特定家庭用機器再商品化法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正	実施指針 改仕1編5.1.1 ″ 5.1.2 改仕3編2.4.3

		監督員	の事務			·
項目	1	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
		の報告等	対する措置			
				な処理の推進に関する特別措置法」、その他 関係法令等に基づくところによるほか、「彩 の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産 物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、 その内容を報告させる。		
臨機の処	置	0	指示	災害、公害又は事故が発生した場合は、「埼 玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対 策要領」に基づき処理する。		款27条
実施工程	表		承諾	実施工程表は、次の事項等について確認する。 1. 工程の順序 2. 建築工事、電気設備工事及びその他の工事工程 3. 仮設準備期間 4. 官公署等への届出書類提出時期 5. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾時期 6. 主要機器の製作期間及び現場搬入時期 7. 配管、配線、機器取付け等の施工の取合い及び取合い部分完了の時期(騒音、振動、じん埃発生工事の時期及び期間) 8. 試験の時期及び期間 9. 検査及び施工の立会い時期 10. 上下水道、ガス等の引込工事の時期及び期間 11. 総合試運転調整の開始時期及び期間 12. 後片付け期間 13. 気候(雨、風、雪、気温等)、風土、慣習等の影響 14. 上記の各事項に対する余裕		編1. 2. 1
週間又は月 工程表等	間		指示	週間又は月間工程表、工種別工程表を必要に 応じて提出させる。	標仕1	編1.2.1
施工計画	書		指示確認	施工計画書(施工計画図及び試験計画書を含む。)は、次のものについて期限を定め提出させ、設計図書、実施工程表等と照合して総合的に内容を把握し、それぞれに応じた処理を行う。(関連工事の監督員との協議等も含む。) 1. 総合施工計画書 ただし、施工計画図書作成の必要性の少ないものは、省略させてもよい。 1. 総合施工計画書 総合施工計画書 総合施工計画書	材料検契約約	查要領

1. 一版	、光迪				<u> </u>
		監督員	の事務		
項	目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
		の報告等	対する措置		
施工計画	三			のとおりとし、工事内容により記載の必要性	
続				の少ないものは省略してもよい。契約額が5	
				00万円未満の場合は必要な事項のみの記載	
				でよいものとする。	
				なお、設計図書で特に指定された事項につ	
				いては承諾を要する。 (1) 施工体制と安全管理	
				ア 現場施工体制(現場職員構成、工種別	
				責任者、電気保安技術者)	
				イ 現場安全・衛生管理体制(統括安全衛	労働安全衛生法
				生責任者、安全衛生責任者、元方安全衛	
				生管理者、電力設備保安責任者、特定元	16条
				方事業者※等)※発注者が指名 ウ 災害防止協議会の設置及び運営	" 30条
				エー日常安全管理(店社パトロール、安全	•
				教育、訓練、安全巡視、TBM、KY等)	
				(2) 現場仮設計画(配置図)	
				ア 敷地周囲の仮囲い(出入口)	
				イー各仮設物の概略配置	
				・受注者事務所、材料置場等 ・施設使用者行動範囲との分離措置	
				・人、材料、機器搬入の動線	
				・別契約者に対する余地の確保	
				・危険物置場の規模、位置	
				(3) 災害、公害、事故防止への配慮	事故防止要領
				(4) 出入口の交通安全対策 ア 関係者以外の立入禁止	
				ア 関係者以外の立入禁止 イ 出入口の交通安全	
				(5) 危険箇所の点検方法	
				(6) 緊急時の連絡方法(掲示)	
				(7) 火災予防(消火器、すいがら入れ等)	
				(8) 休日及び夜間警備体制 (9) 官公署その他への届出手続等	 標仕1編1.1.3
				(10) 救急用品の常備	1宗 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
			確認	2. 工種別施工計画書	
				工種別施工計画書は、施工の品質を決定す	
				る具体的な施工計画書であり、工種毎に工事	
				着手前に提出させ、次の事項について確認す	
				る。 なお、工事内容により必要性の少ない事項	
				は省略してもよい。契約額が500万円未満の	
				場合は必要な事項のみの記載でよいものとす	
				3.	
				また、個別の工事について具体的に検討することなる。ドの工事にも共通的に利用でき	
				ることなく、どの工事にも共通的に利用でき るように便宜的に作成されたものでないこと	
				O O TICKERNOTHWOMIC DVI CAVICC	

				1. 一放共进争项
	監督員	の事務		
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
施工計画書			を確認する。	
(続)			(1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工	LΦ
			具体計画を定めるもの。	
			原則として設計図書と相違ないものと	
			るが、設計図書に明示のない施工上、必	公要
			な事項についても記載させる。 工種別施工計画書のうち、品質計画に	- K
			工権が施工計画者のすり、 の る部分について承諾する。	- 休
			アー工期	
			イの使用機材	
			ウ 施工方法	
			工安全管理	労働安全衛生法
			・作業主任者等の資格者証の写し	1
			・リスクアセスメント実施手順(受活が実施する場合のみ)	上有 事故防止要領
			オー養生計画	
			カー他の関連工事との施工区分	
			キ品質計画	
			・品質管理体制、フロー	
			・品質管理チェックリスト(管理項	目、
			管理値等)	
			ク 搬入計画 ・搬入用車両、使用揚重機	
			・搬入ルート、マシンハッチ等の確	· ·宋
			・資格者証の写し	
			ケ総合調整計画	標仕2編1.3.3
			• 試運転調整組織	
			・試運転調整工程表	
			・手順及び安全対策	
			・試運転調整チェックリスト(項目、 前作業等)	事
			コー建設副産物処理計画	標仕1編1.3.9
			· 再生資源利用 [促進] 計画書	改仕1編5.1.1
			・産業廃棄物収集・運搬委託契約書の第	写し 〃 5.1.2
			・産業廃棄物処理委託契約書の写し	特別共仕1.1.13
			・処理業者等の許可証の写し	
			・産業廃棄物収集運搬車一覧表 ・積換、保管施設、中間処理施設、最	喜 紋
			処分場までのフロー及び運搬経路 が	
	\circ		(2) 試験等で、特に必要なものについては	_ · · ·
			験計画書」を別途提出させ、課(所)長に	
			告し指示をうける。	監督要綱22条
			(3) 工種別施工計画書を作成する工種に	
			各項によるほか、監督員が必要と認め 工事とする。	ノ る
			エ乗こりる。 (4) 工種毎に施工に必要な資格者(技能	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				14/44/

	監督員	の事務						
項目	課(所)長へ	受注者に	処	理	方	法	資	料
	の報告等	対する措置						
			等) の資格	者証の質	ましの添	付を確認する。		
敷地の状況確認		指示	せ1 2 3 4 5(1) 圧て 金者) ロ 担者) 径認る. じ録. ガ計力設. をお作事めを. を置.) 圧て 金者) ロ 担者) 径認た境敷です既建ス図を物近騒検そ物故、記敷敷考を接給給、確さやと 排径さ金と ガ、すさめ界地関る設築管書得が隣音討れ等が関録地地慮確続かれ口認ら行着水水らや着スス材るらに 境係。物物、にてな対、しのに生係し周周し認配水経径すに政工水経質に行工ス経質。に次、界者 件、電よ、い策振であ振じ者で辺辺、す管 路、る、指前 路質、政前 路、 、次 界者 件、電よの設定	事の立 作電確計確 等く工に場立く状交設。状 つ質 水の打 大つ共導打 つさ 市項 い会 物話認図認 に。事よ合会。況通機 況 い、 装有合 敷い下の合 い(ガー等 てい あケす書す つ特をるのい 量械 て深 置無せ 地で水有せ て埋 スープ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の「下を」の一ろにろういとうき見た。 こうで はいこうで 高認に等る 、管 場調 明受 いブと示。 て、う裂状求 一交資 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	点、 下冷にた 前にはくの真 制の しの るてを 出 すいは明 に排関も に影、落資等 、搬 管場 合道示 た 場下必に 設管機以 切を接沈とよ 設入 位合 は事す レ 合水必に 設管関外 な及建下すり 配口 置に 、業る ベ は道 で、 れをのに 処ぼ物等る現 管の 、つ 負管。 ル 、管 に、 た設協埋 置す工のた状 等位 水い 担理 ル、負理		

		監督員	の事務							
項	目	課(所)長への報告等	受注者に 対する措置		処	理	方	法	資	料
				の圧力	アを確認す	るよう	に指示す	ける。		
施 工	図 等		承諾	と関を1 ((((((((((((((((((((A) これでは、「は、「ないでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	J、い ((図 ピ 図 所 詳部イ物 礎詳取込一、法、 例平(ッ (、 細のン用 図細付口ト的及)面平 ト 機 湯 図立サイ 、図詳等ラ	検び 、面 、 器 沸 面一ン 架及細のッ計排 立、 天 の 室 施トサ 台び図天プを管 、立 井 配 、 工図一 図機 井、 工図一 図機 井、 質 ト と まき	(穴明け、スリ、の位置や大き 器廻り配管図		. 2. 3
			指示	関連 術上の 総合図 3. バリ)関連)を ③(プロッ 〕アフリー	取合い 検討す ト図い 一及びコ 利用者	(寸法的 るため、 の作成る ニバー が円滑か	りな納まり、技 必要に応じて を指示する。 サルデザイン いつ快適に利用 確認する。		
製	乍 図		承諾	せ、設明示されば、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	図書と照えるようれた製作品合致した。 機器	合し、す 指図てい納スの が はいまの は 等に	設計図書 る。 設計図書 と き り、接 類、 類 で が で が が が が が が が が が が が が が が が が	限を定め作成さ 語と相違する品 に定めると、 を認管口径、給 配管口経音、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	# 1 埼玉県グリ 達・環境配 推進方針 グリーン購	. 4. 1 ーン調 慮契約 入法 入総合耐 計画基準

		監督員	の事務						
項	目	課(所)長へ	受注者に	夂	型 理	方	法	資	料
		の報告等	対する措置						
		の報告等	文 文 で の 指 に の に に の に に の に に の に に に の に に に に に に に に に に に に に	明要例ぶ調類動類置他 重.) (3 (4)(5)(6)(7)(8)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	て、・気熱器栓・器量強のでは客でするとおりまでは後々く蚤長・耳く見ばのですいく。 ・気熱器栓・器量強のではないがいれているのというない。 からない からない でいまれん でいまれん でいまれん でいまれん ない はい ない はい ない	は、・色口・・頃、て、女適う立、「真(三十頁」と、「たっち」のでは、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、「大」ので、 大」ので、「、「、」ので、「、「、」、「、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、	(1) (大大非 か) 他 境に イン・ 大大非 か) 他 魔に配 と 変要 の 必要 の 必要 の 必要 を 変更		

					1.	双 八	
		監督員	の事務				
項	目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	貨	Į.	料
		の報告等	対する措置				
見	本等		承諾	か。 (3) 設計図書の寸法・材質・機能・性能等の係別・では、必要計図書のす法・材質・選集・性能等の係理を表したか。 (4) 機器の使用勝手はよいか。保守点検、修理が容易に提供を表したか。 (5) 搬入、据付付別加工の必要性とその範囲を検験でできる方法とと照の心でではよいか。 (6) 基礎図、近点の位置、はないの心で、はないのが、のので、のので、で、のので、で、のので、のので、のので、のので、のので、の			
色等の	の指示	0	指示	見本等に基づき、関係担当者と調整し、速やかに受注者に指示する。 なお、主要な材料及び基調色については、課 (所)長の承認を受ける。		[編1	. 4. 2

1. 一版共进	, , ,	の事務		
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資料
	の報告等	対する措置		
資材・製造所 の報告	0	確認	機材の製造業者が決められた時は、その名、製造業者名等を記載した「資材・製造選定報告書」を提出させ、下記の事項につ内容を確認、検討し課(所)長に報告する。 なお、記載材料は監督員が同意したものいては省略することができる。 1. 県産品の使用状況 2. 県産品でないものについてはその理由	前所等 特別共仕1.4.1 ~1.4.3)につ 監督要綱12、21 条 契約約款7条
機材の搬入		確認	受注者から監督員への報告は、材料検査 書の提出をもって行う。	活請求 標仕1編1.4.4
機材の検査等 (材料検査)		検査	搬入された機材について、設計図書に定品質及び性能に合致していることを、表示質証明資料等の提出書類により検査、確認検査方法は、設計図書の規定によるものその他の事項は「埼玉県材料検査実施要領械設備工事編)」による。 「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推針」又は「グリーン購入法」に定める特定品目は、その判断の基準、配慮事項への適況を確認する。	や品 " 1.4.2 する。 " 1.4.5 とし、監督要綱22条 契約約款13条 材料検査要領 埼玉県グリーン 調達・環境配慮
機材の検査に伴う試験	0	立会等	設計図書に定められた場合、または試験らなければ設計図書に定められた条件に適ることが証明できない場合に、立会試験や成績書等の提出を求め、設計図書に定めら性能を満たしていることを確認する。 (【参考資料】「1.機材の試験」を参こと。) 工場等で行う機材の試験を完了したときその結果を工事報告書により、速やかに課長に報告する。	値合す 材料検査要領対料検査要領がれた・照のは、材料検査要領10条
一工程の施工 の確認及び報 告		確認	工種別施工計画書の品質計画に基づき、程の完了毎に受注者の自主検査結果の報告ける。報告は、品質管理に責任を有する者監督員が承諾した者(一般的には主任技術は監理技術者)から受ける。	Fを受 音で、
施工の検査等		検査	施工状況を設計図書と照合するとともは 工計画書に基づいた施工管理がなされてい とを検査、確認する。 1.検査は、一工程の完了毎に施工者の自 査終了後に行う。ただし、施工後では核 確認が困難なものにあっては、作業以前	、 主検 食査、

	p:/. b→ b→	S + 74		1. 一放共坦争填
	監督員	の事務		
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
			作業中に検査、確認を行う。 2. 検査は立会い検査を原則とし、やむを得ず立会い検査が出来ない場合には、写真等の資料により検査する。 3. 次の場合は可能な限り全数検査とする。 (1) 防災関係(防火区画の穴埋め等) (2) 隠ぺい部分(埋設排水管のこう配、天井内・床等の保冷工事等)	
施工の検査に 伴う試験		立会等	次のような各種試験は監督員が立会って確認する。 1. 水圧試験(必要な機器、配管等) 2. 満水試験(排水配管等) 3. 煙試験(トラップの水封確認) 4. 空気(気密)試験(必要な機器、配管等) 5. 試験運転調整(通水、冷暖房調整等)	標仕1編1.5.5
施工の立会い 等		立会	工事が設計図書に基づき施工されているか必要に応じて確認する。 なお、立会いは抽出立会いとすることができる。	標仕1編1.5.6
工事の記録等		確認	工事の経過に伴い、下記の文書等を整理する。 1. 工事報告書 工事の経過に伴う仕様の変更又は不測の発生事項のうち、重要な事項について、その経過、原因、対策を記録、報告し課(所)長の指示を受ける。	監督要綱12,22, 23,24,26,27,31,
		指示 協議 承諾	2. 工事現場連絡票(工事現場打合せ記録) 協議、指示、承諾に関する事項及び監督員 検査の結果等について、詳細に記録する。 3. 工事写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」及び「埼玉 県電子納品運用ガイドライン」により撮影されていることを確認する。	監督要綱12条 工事写真要領 電子納品要領
	0	指示	4. 見本品及び試験成績書施工が適切なことを証明するために必要なものを提出させる。 5. 工事進捗状況報告書監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に作成し必要により作成し、課(所)長に報告す	監督要綱12条
		指示 指示 確認	る。 6. 品質管理(社内検査)に係る記録 7. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものにより適 正に処理されていることを確認する。	特別共仕1.1.13

監督員の事務	
項 目 課(所)長へ 受注者に 処 理 方 法	資 料
の報告等対する措置	
(1) 再生資源利用 [促進] 実施書 (2) 産業廃棄物管理票(マニフェス電子マニフェストのA票、B2票、第子マニフェストのA票、B2票、第一個子ででは、場別のは最終した。 (3) 定業廃棄物収集運搬車の確認写別をの他、受注者から提出される記録を、で記のものが考えられる記録を、第一個人の主題を、例の、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、第一個人の主題を、例の、例の、例の、例の、例の、例の、例の、例の、例の、例の、例の、例の、例の、	D真すと記振ごせと基シーイと及こ明票現ででで

監督員の事務 項目 課(所)長へ 受注者にの報告等対する措置 処理方	法 資 料
の報告等対する措置	法 資 料
	補修用予備部品、出させる。 ドライン」により 特別共仕1.6.5 電子納品要領 う。 埼玉県電子納品運 次のものを提出さ DVD-R) 「建築・設備工事 目に沿って、電子

2-1. 配管工事

項 目 課所長へ 受注者に の報告等 対する措置								
施工計画書 (工種別) 確認 特に次の事項に留意して検討する。 1. 仮設計画 (1) 配管加工場所計画図(工作機械配置、 電源等) (2) 材料保管場所(位置及び養生方法) (3) 工作機械及び器具類の名称、種別、数 量、電源、製造者名(写真の添付を指示す					い事務 I	監督貝		
施工計画書 (工種別) 確認 特に次の事項に留意して検討する。 1.仮設計画 (1)配管加工場所計画図(工作機械配置、電源等) (2)材料保管場所(位置及び養生方法) (3)工作機械及び器具類の名称、種別、数量、電源、製造者名(写真の添付を指示す	資 料	当	方法	処 処	受注者に	課(所)長へ	目	項
(工種別) 1. 仮設計画 (1) 配管加工場所計画図(工作機械配置、電源等) 電源等) (2) 材料保管場所(位置及び養生方法) (3) 工作機械及び器具類の名称、種別、数量、電源、製造者名(写真の添付を指示す					対する措置	の報告等		
(4) 安全計画(ピット及びタンク内部等の酸素欠乏防止、ガス溶接安全対策) 2. 施工に必要な資格者配管技能士、溶接技術有資格者、消防設備士、液化石油ガス設備士等とし資格者配の写しの添付を指示する。3. 使用材料名(種類、規格、製造者名) 4. 施工方法(1) 配管の接合方法(ねじ込み、メカニカル、接着、溶接合等) (2) 勾配、吊り・支持方法(支持(吊り)間隔、材料、勾配、防震・耐震、伸縮支持方法) (3) 埋設配管要領(4) スリーブの材質、径及び固定方法(5) インサートの材質、種別、寸法、強度(6) 施工要領ア貫通部(防水層、防火区画等)イ建物導入部及びエキスパンジョイント部の機器・装置廻り、エア抜き要領、区画処理(7) 防振道工の種類、性能(防振施工の場合)(8) 防食施工要領ア異種金属接触箇所処理方法イマクロセル腐食防止担理方法(9) 誤接続の防止措置5.建設発生土処理方法及び産業廃棄物等処分方法。6.品質計画(1) 現場加工材の加工精度等の確認方法(ねでデージ、転造ねと再用內径ケージ、被覆質用専用ねじ込み工具の使用等)		標仕2編 に配 法別指 部) 消者 名 ニラ 吊縮 法、)ョ 領 の 物 方ジ に配 法別指 部) 消者 名 ニラ り支 強 イ 、 場 か と (被 要 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	意計(器名 ツガ格妾役る類 法付 大阪 国 類 歯食置法 工じ の と	特.(1) (2) (3) (4) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (9) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	受注者に対する措置確認	課(所)長への報告等	計画書	施工

	1			
	監督員	の事務		
項目	課(所)長へ		処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
施工図		承諾	以下の図面を作成させて設計図書と照合し設計条件及び施工納まり等を確認する。 1. スリーブ図(箱入れ図含む) 2. インサート図 3. 屋内配管図(平面、立面、断面、詳細図4. 屋外配管図(平面、立面、断面、詳細図各図面の具体的な確認項目は【参考資料】「3. 配管施工図の確認項目」を参照のこと	6編))
機材の検査(材料検査)		検承諾	検査の要点は次のとおり。 1. 「給水装置の構造及び材質の基準に関する合う」(平成9年厚生省令第14号)に適合ることを示す認証機関のマーク、JISマークをの確認(JISマーク表示品及び日本水道協会特格品、日本水道鋼管協会規格品と指定される場合) 2. 配管材料、バルブ等の材質、種別、呼び径3. 試験成績書(【参考資料】「1. 機材の試験」を参照のこと。) (1) 減圧弁(水用)はSHASE-S106(減圧)又はJIS B 8410(水道用減圧弁)に定める試験 (2) 減圧弁(蒸気用)はSHASE-S106(減圧弁)に定める試験 (3) 蒸気用安全弁はJIS B 8210(蒸気用及びガス用ばね安全弁)に定める試験(3) 蒸気用安全弁はJIS B 8210(蒸気用及びガス用ばね安全弁)に定める試験による試験による該当事項	す 等 見 た
ス リ ー ブ インサート の 取 付 け		検査	次の事項等を施工図と照合し検査する。 1. 位置、寸法 2. 型枠、鉄筋等への固定方法	
施工の検査等		検査	【参考資料】「4. 配管施工の検査項目」を 参照のこと。	を 標仕 2 編 2 章 6 編

2-1. 配管工事

2 — 1. 贮官.	-	0 = 3h		
		の事務		No.
項目		受注者に	処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
圧力試験		指承	1. 圧力試験の一般事項 (1) 試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装(ねじ部のさび止めペイントは除く。)又は保温施工前に行う。 (2) 圧力試験報告書(試験時の写真及び試験を行った系統を明示した略図を添付したもの)を提出させ、結果を承諾する。 (3) 試験に先立ち、配管中のスケール、異物等を充分ブローする。 (4) 水圧試験の試験圧力は、その系統の最低部における圧力とする。 (5) 試験については【参考資料】「2.配管の圧力試験等」を参照のこと。	
満水、煙、通水試験		指示	 試験の一般事項 (1) 飲料水以外の給水管は、誤接続がないことを確認するため衛生器具等の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験等を行う。 (2) 排水管は、満水試験を行い、衛生器具等の取付完了後に通水試験を行う。 (3) 配管の埋め戻し及び保温施工前に実施させ、満水試験報告書(試験時の写真及び試験を行った系統を明示した略図を添付したもの)を提出させ、結果を承諾する。 (4) 煙試験は、特記により行う。 (5) 試験については【参考資料】「2.配管の圧力試験等」を参照のこと。 	
ガス試験		指承諾	埋戻し及び塗装施工前に、次の事項により、 受注者に試験を行わせ、圧力試験報告書(試 験時の写真及び試験を行った系統を明示した 略図を添付したもの)の提出を指示し、結果 を承諾する。 なお、液化石油ガス配管の場合は、気密試 験の結果として、試験時の気温、天候、測定 者、施工会社名を記載したガスチャートを添 付するように指示する。	標仕6編2.2.6

				۷ ۱.	<u> </u>
	監督員	の事務			
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
	の報告等	対する措置			
ガス (続)			1. 都市ガス配管 (1) ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款その他の関係法令に基づき、試験及び検査を行う。 (2) 試験は、気密・耐圧試験及び点火試験とする。 (3) 気密試験の試験値は、最高使用圧力以上の圧力とする。 (4) 耐圧部分(最高使用圧力が高高圧又は中圧のガスによる圧力が加えら高中用圧力のの耐圧試験の試験値は、ガスメーター取付け後、管内の空気を完全にガスと力が表を完全にガスとの正力に調整器を取り付けた後行う。 2. 液化石油ガス配管 (1) 試験は、気密・耐圧試験及び点火試験とする。 (2) 気密試験は、窒素ガス、炭酸ガス験値な変気を使用する。 (3) 点火試験は、ガスメメーター取付け後、管内の空気を記し、ガスメメータの取付けた後での定よる。 (3) 点火試験は、ガスメメータ入れ替えが、着定の圧力に調整による。 (4) 試験については【参考資料】「2.配管の圧力試験等」を参照のこと。		

2-2. 保温、塗装及び防錆工事

	17147.	1	の事務	J	
項	目			処 理 方 法	 資 料
項	Ħ		受注者に	<i>是 力</i>	貝が
17 1		の報告等	対する措置	dis virginiaris carries alberts of	
施工計(工種			確認	特に次の事項に留意して検討する。 1. 保温工事	標仕2編3章
	. מיט			(1) 安全・養生計画(材料保管場所、養生	
				方法)	
				(2) 施工に必要な資格者	
				熱絶縁施工技能士等とし資格者証の写し の添付を指示する。	
				(3) 材料及び保温種別	
				ア 保温材、外装材	
				イ 施工対象、施工区分(屋内露出、屋外 露出等)	
				路山寺) (4) 施工方法(施工見取図又は施工見本)	
				(5) 貫通部の処理(防火区画等)	
				2. 塗装工事 (1) 涂抹 * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
				(1) 塗装材料の保管場所及び安全対策(防 火対策、作業場所の換気方法)	
				(2) 塗料の種別	
				(3) 施工方法 (塗装箇所・塗り回数等)	
				(4) 仕上げ色(5) 記入文字(字体、表示箇所等)	
				(6) 機器及び器具等の養生方法	
			承諾	3. 品質計画	
				(1) 現場加工材料の良否の基準(2) 現場施工条件の基準(天候、温度等)	
				(3) 一工程の施工確認方法(施工自主検査	
				要領)	
	松木		松木	松木の亜上は歩のしむり	
機材の (材料ね			検査 承諾	検査の要点は次のとおり。 1. 保温工事	標仕2編3章
(13.11.1)	ДД /		71144	(1) 保温材料の材質、種類、等級、密度	
				ア 合成樹脂製カバーは、難燃性とし、JIS	
				A 1322(建築用薄物材料の難燃性試験方 法)に規定する防炎2級に合格したもの	
				で、板厚は合成樹脂カバー1は0.3mm以	
				上、合成樹脂カバー2は0.5mm以上	
				イ グラスウール保温板は、「40K」と「32 K」の表示	
				K」の表示 (2) 設計図書によるJISマーク等の表示	
				(3) 建築基準法による認定の有無(不燃材	
				及び準不燃材の指定がある場合)	
				(4) ホルムアルデヒド放散量(5) その他設計図書による該当事項	

						2 2.	小皿、	塗装及びり	
	監督員	の事務							
項目	課(所)長へ	受注者に	処	理	方	法		資	料
	の報告等	対する措置							
機材の検査 (材料検査) (続)			場合いア イ ウア8 ウ (5錆材料の 割書による スアルデヒ	JIS 放書等基結イびウはそ に試って散 のづ果ニ膜合 Jin つい験	ー量 方きをン 事 ま ま ま ま な が は は は は は は は は は は は は は	場のせい ア (容 S H O401 は こ よ こ・の S H O401 は こ こ の の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の		
施工の検査		検査	能 (5)等被 (6)等 (6)等保 (7)保 (8) (10) (11) (12) (11) (12) (12) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	するのき外 (作部切びの用支弁 理た示さのき外 (作部切びの用支弁 理た示せび板 ツび保端ン理ャ部の 防の所せが板 ツび保端ン理ャ部の 防の所目テの ダ機温部ド(ン、保 錆色	及一は 一能材のの防バフ温 及びプザ 、にの保取火ーラ状 び継巻掛 ス対保護付区類ン態 塗	きけ トす護 け画のジ(装のののので いる 等 りまる いまの内部屋 回りまの内 数能仕 ナ障 り施、	上げの状 、弁 の有無		

		1	の事務			
т石	ы			60 TH + 34	<i>\f</i> \ \tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau	niel –
項	目		受注者に	如 理 方 法	資	料
		の報告等	対する措置			
施工種			確認番諾	本項は、ダクト設備を除いた空気調和設備工事について記載する。 特に次の事項に留意して検討する。 1.機器仕様リスト 2.機材搬入方法(通路、開口部、養生、揚重機器、安全対策等) 3.作業場所(位置、面積、足場、電源及び保守) 4.施工に必要な資格者 冷凍空気調和機器施工技能士等とし、資格者証の写しの添付を指示する。 5.建築、電気設備工事との施工区分 6.機器類の保管場所及び養生方法 7.機器の取付及び据付方法 (1)基礎仕様及び工事区分 (2)防震基礎、耐震施工の方法及び計算書 8.据付け及び取付け後の養生方法 9.品質計画 (1)下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2)一工程の施工確認方法(施工自主検査	標仕3編2	2 章
製作	図		指承	要領) 製作図の要点は次のとおり。 1.記載内容(例) (1) 製作図の種類 ア 機器中質表(複数ある場合) イ 機器仕様(能力、適不等) ク 機器仕様(能力の画図、断面図、が多のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		1章

	1		3-1. 空氣調性設備上 事
	監督員の事	事務	
項目	課(所)長へ 受活	注者に	処 理 方 法 資 料
	の報告等対す	ける措置	
製作図(続)			サ 防錆、塗装仕様と施工区分 シ 他工事(建築、電気、衛生、その他別 途工事)との工事区分 (3) 計算書(防震計算書、耐震計算書) 2. 検討項目 (1) 設計図書との照合 ア 主要部の材質、寸法、性能、構造及び防 錆 イ 電動機出力と力率及び始動方式 ウ 制御及び保護装置 エ 附属品 (2) 外形寸法(巾×長さ×高さ)と搬入口 及び搬入路との関係 (3) 接続配管類の位置及び寸法 (4) 保守点検の容易さ (5) 法規との関連 (6) 制御回路接続図
施 工 図	7	承諾	次の事項等を設計図書と照合し、設計条件及び施工納まり等を確認する。 1. 記載内容(例) (1) 機器配置図、他関連工事配置図 (2) 機器廻り配管詳細図(配管工事) (3) 機器廻りがクト詳細図(ダクト工事) (4) 機器基礎図 2. 機器配置図の検討項目 (1) 保守空間は確保されている (2) 操作盤・自動制御盤の位置は適切である (3) 点検口・盤扉の開閉に支障がない (4) 空冷式機器の配置は構造上支障はない (5) 重量機器の配置は構造上支障はない (6) 重要度の高い機器の上に漏水のおそれのある配管類がない (7) 機器の搬出入口、経路、大きさは確保されている (8) 重要な室の天井内に点検頻度の高い機器がない (9) 上下、左右の室に対し振動・騒音・温度の対策がとれている (10) 法規による規制なお、施工図の確認項目は【参考資料】「5. 空気調和設備工事の施工図の確認項目」を参照のこと。

	m 和政 加 上 監督員	の事務	
項目		受注者に	
	の報告等	対する措置	
機材の検査		検査	 検査項目は【参考資料】「6.空気調和設備 標仕3編1章
(材料検査)		承諾	工事の機材の検査項目」を参照のこと。 材料検査要領
施工の検査		検査	横査の要点は次のとおり。 検査項目は【参考資料】「7.空気調和設備 工事の施工の検査項目」を参照のこと。 1.機器据付状態 (1) 基礎の形式、高さ、排水溝等 (2) アンカーボルトの径、個数、端あき (へりあき) 寸法、ナットの掛かり具合 (緩み止め)等 (3) 防振装置の形式、防振ゴム、耐震スト ッパー等の取付状態 (4) 天吊り機器の支持ボルトの形式、ナットの掛かり具合、振れ止め等の取付状態 (5) 屋外設置機器の支持部材 2.機器外観 (1) 機器外装の損傷 (2) 付属部品の適否 (3) 操作、保守管理上の障害 (4) エアフィルター他附属品の取付状態 (5) 屋外設置機器の支持部材の防錆仕様
完験等の準備の対価		承諾	完成前の試験等に際し、原則として次の事項について確認し承諾する。 1. 試運転の手順と準備 (1) 関連工事の完了日 (2) 試運転調整の計画表の作成及び関連工事との打合せ (3) 機器類の性能試験表及び取扱説明書の有無 (4) 主要機器製造業者の技術者の配置の必要性 (5) 測定器の準備及び人員の配置計画 2. 試運転記録 (1) 様式 (2) 測定対象物 (3) 測定方法

	T.					0 1.	空気調和設	, viii
	監督員	の事務						
項目	課(所)長へ	受注者に	処	理	方	法	資	料
	の報告等	対する措置						
項 目 成 験	の報告等		(2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9)	よ、 情 据の、送 機 イポ内の 張ナエよと結 の 付水蓄風 の ルン部固 りのアって果 他 状張熱機 内 のプ清定 と清抜てる。	、の 態の夕 部 ド等帚金 車帚き灌次提 の・ン空 清 レの 物 続 (認の出 再ブク気 掃 ン軸 取 ブ ポ)	事項を行る に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	京標仕3編 計	料
			(3) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	の操の清の備断清類ン吸を各、に、一事最を転器ド作取掃流に続掃のパ込の備接電よの項初制しのレの付った。運前開一口に続圧る。作の限でろり、	シ点犬 の 云こ閉は 常等與 動 冶しか才を検態 点 に実操注排 子の接 確 動でらは除(及 検 よ施作意煙 類確続 認 は行連、除工で そ)ので「 の記り	ア抜き が	· 有 方 功	

		監督員	の事務						
項	目	課(所)長へ	受注者に	処	理	方	法	資	料
		の報告等	対する措置						
完試	等			次別も 空個 . てせ相調1) で	「京の後 清東高高区図設定 定内し断、トし偏デ 速差ダ))の6の6の6の6な有平吹のいは 調工調調は図設を 定内し断、トし偏デ 速差ダ) 計の00場の場でもでいて、 整事整整、書計検 のて面12の承流フ 計がり使 算場×場×め効均出に行メ のの」 装に数計 風測内点複諾がユ をでい用 式合S合(合(る断風口機う一 方完を 置意値し 速定で以雑すあー 直る直し は × 4 4 風面速・	。カ 法成参 全図と、 を点16上さるるザ 接り線て 以 V + +量(、吸なー は検照 体さ照次 測は点取、。吹ー 挿で部測 下))(㎡m込お側 【査の をれ合の 定、以る測 出等 入十に定 の / /㎡)/ロ、技 (家とと事		

							•	J 1.	空风調和影	八川二丁
		監督員	の事務							
項	目	課(所)長へ	受注者に	処	理	方	法		資	料
		の報告等	対する措置							
完 成	前の			(2) 風量の調						
試 駿	等			風量の調						
(続	<u>.</u>			での試験成業祭などは						
				表等を作成 代表的な調						
				注者と協議		-	1210 0)			
				ア単純線						
				イ 比率調 ウ 窪田法						
				(詳細につ		【参考資	料】「	8. 空気		
				調和設備			· · -			
				風量の調		を参照	のこと。)		
				(3) 水量の 水量の酒	.,	ポンプを	·運転)	、工場で		
				の試験成績		_				
				定する。流						
				量の測定に 節には、オ	-					
				で行う。	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	上开、仅	目りが	と 囲 内 し		
				(4) 運転状態						
								転を行い		
				次の事項を アー送風機						
				気の温温		у (Щ) . (~=>((->)			
				イボイラ						
				ッター、 定(ただ				7水温測		
				のみの測			101/	/ C III / J / J / J IIII.		
				ウ」送風機	-			軸受部に		
				異常温度 エ ポンフ	こがないか 『の吐出』		- 0	工		
				清浄装置		• •		•		
				所の圧力			, , , ,	11000		
				オ その他	1、電動機	後の電流	、電圧	等の測定		

	調和設備				
	監督員	の事務			
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
	の報告等	対する措置			
完試 成験続 (の等		対する 指置	(5) 環境の測定 ア 温湿度の測定は、室内空気の場合 は、室中央部の床上705~1,200mmの高さ、室外は、1,200~1,500mmの高さを標準とする。 イ 室内気流の測定は、吹出気流が居住域 に達する付近の分布を測定し、その値は 0.1~0.18m/s程度になるようにする。 ウ 空気中のじんあい量の測定は、室中央部の床上750~1,200mmの高さを標準とする。 エ 騒音の測定は、室外においては、冷却塔、排気ガラリ等からの騒音敷地境界線上で測定する。室内においては、吹出口、吸込口から近い居住域で測定する。		

3-2. ダクト工事

		ととなる	の事務			
否	口			<i>I</i> п	Yor	水 川
項	目	課(所)長へ		処 理 方 法	資	料
1.1 : =	·	の報告等	対する措置		[m/1 - /-	·
施(工程			確認番諾	本項は、空気調和設備工事のうちダクト工事について記載する。(以下、共通)特に次の事項に留意して検討する。 1. 仮設計画 資材の保管場所及び保管方法。(総合仮設で示されていない部分を指す。作業場画書で示す。) 2. 施工に必要な資格者 建築板金施工計画書で示す。) 2. 施工方法 (1) インサートの材質、種別、寸法、強度(2) ダクト工法 (4) ダクトの支持材料及び支持要領(3) ダクト工法 (4) ダクトの分りの取付方法及びダクトの接続方法 (5) 送風機廻りのダクトの検討 (6) 吹出口、吸込口の取付方法及びダクトの接続方法 (7) 防振ゴムの種類、性能(防振施工の場合)(8) 防音を必要とする部屋及び壁貫通部の遮音施工要領 4. 品質計画 (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2) 一工程の施工確認方法 (施工自主検査要領)		2章
製作	E 図		承諾	製作図の要点は次のとおり。なお、ダクトは、加工後でも板厚、JISマーク等の確認ができるように表示面が外にでるように指示する。 1. 設計図書との照合 (1) 主要部の材質、寸法、構造及び機能(特に防煙ダンパー、ピストンダンパーについては復帰方式、操作方法を確認する。) (2) 接続ダクトの寸法 (3) 附属品 2. 保守点検の容易さ 3. 法規との関連	標仕3編1	章

3-2.77	1				
	監督員	の事務			
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
	の報告等	対する措置			
機材の検査		検査	ダクト施工図は、設計図書に従い、必要に応じ現場実測の上、接合用フランジ、補強フランジ、分割割込み寸法等を記入したものを作成させ、設計図書に適合するよう調整する。この際、必要に応じて施工見本の提出を受けて確認する。 1. スリーブ(穴明け共)図 2. インサート図 3. ダクト施工図 (1) ダクト系統図 (2) 各階ダクト平面図、断面図 (3) 各階シャフト廻り平面図、断面図 (4) 中央及び各階機械室詳細図 (5) 吹出口・吸込口取付詳細図 (6) ガラリ廻り詳細図 (6) ガラリ廻り詳細図 (7) フード廻り詳細図 (8) 共通吊りその他特殊な支持要領図 (9) 排煙口、手動開放装置取付詳細図 検討項目は【参考資料】「9. ダクト施工図の確認項目」を参照のこと。 機材の検査の要点は次のとおり。		
(材料検査)		承諾	 JIS マーク表示の確認 (JIS マーク表示品と指定された場合) フレキシブルダクト 製品としての建築基準法施行令第108条の 2の規定による不燃材料の認定票 防火ダンパー、防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー (1) 建築基準法令に適合していることを、次により確認する。 ア 国土交通大臣が定めた構造方法による製品であること確認方法の例 ・昭和48年建設省告示第2565号の遮煙性能試験、告示第2563号の温度ヒューズ作動試験の試験成績書(280℃の温度ヒューズとする場合を除く)及び日本防排煙工業会の自主適合マーク (一財)日本建築センターの防災機器性能評定による評定書 (一財)建材試験センターの防火性能等該当証明事業による証明注意)上記は各団体の自主的な事業であるので、適不適の最終判断は建築確認による。 		

				<u>ー2. タク</u>	· — •
	監督員	の事務			
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
	の報告等	対する措置			
施等工の検査			イ 指定性能評価機関の審査を経て、国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認。(特殊な構造方法を用いた場合) (2) 温度ヒューズの動作温度が適正であること ア 一般ダクト:72℃ イ 厨房排気ダクト:120℃ ウ 排煙ダクト:280℃ 4. ピストンダンパー JIS A 1314(防火ダンパーの性能試験方法)に定める試験による漏気量及び作動試験成績書 ・ 逆流防止ダンパーケーシングに気流方向が明示されている。 6. 排煙用ダクトに使用するたわみ継手(一財)日本建築センターの防災機器性能評定品煙口漏気気量及び作動試験成績書検査の要点は次のとおり。 1. スリーブ、インサート取付工事 (1) 位置、鉄筋等への固定方法 (2) 形枠、鉄筋等への固定方法 (2) 形枠、大工法の別) (2) ダクトの製作状況 ア 継順(ヤングル工法、共板工法、スライド工法の別) (2) ダクトの製作状況 ア 継順(特にシールの状態)イ板厚ウ 接続箇所(フランジ形鋼の寸法、間隔及びリベット、エリベッチ)、ボルトのピッチ)、エがよった。サイを関係である。 (4) 取付状態 ア フランジ形鋼の対法、間隔及が明強方法 エ リベットの特間隔、支持・固定及び振れ止め方法 エ 防振ゴムの取付状態(防振支持の場合) (5) 防火区画等の貫通部の処理	標仕3編2	2 章

3-2. ダクト工事

3-2.	/ /	1 1				
		監督員	の事務			
項	目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
		の報告等	対する措置			
施等 (() () () () () () () () () (ダクト附属品取付工事 フレキシブルダクトの取付状態(曲がり等) 吹出口、吸込口等ア形式及び位置イ取付状態及びダクトとの接続状態 風量調節ダンパーア位置イ開度表示と実際のダンパー開度の食い違い調整ウ取付状態(ハンドル操作、リンクの作動確認) 防火ダンパー、防煙ダンパー等ア位置イ支持・取付けが標仕標準図どおりに行われているか。ウ温度ヒューズ保守空間の確保 たわみ継手ア材質、寸法イ取付状態(たわみ状態)ウピアノ線補強有無 排煙口及び手動操作箱ア位置イ取付状態 風量測定口ア個数及び位置イ取付状態 定風量ユニットア形式、性能イ取付状態(特に、上流部に十分な直線部を有するか。) 		

4. 自動制御設備工事

理 日 現の映へ 交達者に の報告等	4. 日期啊!		- ナ の事務		
施工計画書 (工種別) ・ 特に次の事項に留意して検討する。	耳 日	,		加 带 岩 注	答 料
施工計画書 (工種別) (工種別) (本級計画 (1) 配管加工場所の位置及び電源等 (2) 材料保管場所の位置及び養生方法 (2) 施工に必要な資格者 第一種 (2) 第二年 (3) 图 第二年 (3) 图 第二年 (4) 第三年 (4) 第					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(工種別) 1. 仮設計画 (1) 配管加工場所の位置及び電源等 (2) 材料保管場所の位置及び養生方法 2. 施工に必要な資格者 部の写しの添付を指示する。 3. 施工方法 (1) コンクリート埋設配管 ア 管相互の接続方法 ウ 鉄筋等への結管を型換との方法等 カ ボンディングの要否及び表現方法 (2) 天井内等隠心い配管及び変け方法 イ 管とボックス操力が法 カ ボンディングの要否及び支持方法 イ 支持間隔	北丁到亚 事	の報言寺		性に 炉の 市頂に 切立し マ 松 型 上 マ	抽 4 4 7 4 4 4
機器との接続) キ 機器取付け後の養生及び補修 (5) 接地工事	施工計画書	課(所)長へ	受注者に 対する措置	特に次の事項に留意して検討する。 1. 仮設計画 (1) 配管加工場所の位置及び電源等 (2) 材料化必要な資電電子をとし資格者 第一種、際子工程、第一種を指示する。 3. 施工の法 (1) コンク相互が表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	では、
世界、处于往以70°07年的				ーロック等 カ 電源(常用電源、非常用予備電源、 機器との接続) キ 機器取付け後の養生及び補修	

4. 自動制御設備工事

		監督員	の事務		
項	目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	
			対する措置		
施工計画(続)	書		承諾	(6) 地中配線工事 ア ガス管、水道管等地下埋設物の事前 調査及び防護方法 イ 掘削工法(山止めの要否等) 4. 品質計画 (1) 下請負人又は作業員への施工方法の 指導要領 (2) 一工程の施工確認方法(施工自主検 査要領)	
製作	図		承諾	製作図の存 (1) 計装図(機器製図(機器製図(機器製図(機器製図(機器製図(機器表でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	標仕4編1章 2章
施工	図		承諾	施工図の要点は次のとおり。 1. 施工図の記載内容 (1) 平面図(防火・防煙区画を明示する) (2) 断面図(詳細図を含む) (3) インサート・スリーブ図	標仕4編1章 "2章

	1		4.		- VIII
	監督員	の事務			
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
	の報告等	対する措置			
施 工 図 (続)			(4) 取付方法図 (5) 幹線図 (6) 結線図 (7) 相末 (1) 設計事項 (1) 設計事項 (1) 設計學と (1) 設計學と (1) 設計學と (1) 設計學と (1) 設計學の (2) で (2) で (3) が表 (4) の (4) の (4) の (5) の (6) に (5) の (6) に (6) に (7) に (7) に (8) に (8) に (9)		
機材の検査(材料検査)		検査	(6) 法規による規制 検査の要点は次のとおり。 1. 電線管、フロアダクト及び附属品 (1) 寸法、構造、外観(凹み、き裂等)、製造所 (2) JISマーク表示品についてはマークの有無 2. プルボックス (1) 寸法、構造、塗装、外観 (2) 屋外で使用されるものの防水構造 (3) 大型のものの補強 (4) セパレータがあるものについては構造、取付状態 3. ケーブルラック 寸法、構造、塗装、外観、強度等	標仕4編	1 章

4. 自動制御設備工事

4. 口到师师	監督員の事務		
項目	課(所)長へ 受注者に		資料
	の報告等対する措置	,	
機材の検査		4. 電線、ケーブル類	
(材料検査)		(1) 寸法、構造、外観、製造所	
(続)		(2) JISマーク表示品についてはマークの	
		有無 5. 配線器具類	
		(1) 寸法、構造、形式、外観、作動状	
		態、製造所	
		(2) JISマーク表示品については、マーク の有無	
		6. 盤類	
		(1) 製作図に基づき確認する。	
		アー寸法、構造、塗装、鋼板の厚さ イー内部機器の個数	
		ウ 各機器の電圧、電流、遮断容量	
		工製造所	
		(2) 操作及び制御回路を確認するための 作動試験	
		(3) 耐火、耐熱、防水等の要求がある場	
		合の処理方法	
		(4) 絶縁抵抗試験、耐電圧試験 7.その他設計図書による該当事項	
施工の検査	検査	検査項目については【参考資料】	標仕4編2章
等		「10.自動制御設備工事の施工の検査項目」 を参照のこと。	
機材の試験		標仕の当該事項により自主検査の実施を求	
	承諾	め、(a)自動制御機器、(b)自動制御盤、(c)端末装置、(d)中央監視盤の試験成績書の提出を	電気標任
		受ける。	
		1. 試験項目	
		(1) 動作試験 (2) 耐電圧試験	
		JEM 1460:2008 (配電盤・制御盤の定格	
		及び試験)による。	
		2. 絶縁抵抗試験 次の電気配線の絶縁抵抗試験を行い、記	
		録し、整理、保管する。	
		(1) 機器を除くすべての電気配線 (2) 機器を含む電気配線	
		(3) 使用する絶縁抵抗計及び1分岐回路	
		の抵抗値は次の値を原則とする。	
		ア 弱電回路 2 5 0 V メガで 5 M Ω 以上 (I C 回路等は切り離すこと。)	
		イ 低圧回路 5 0 0 V メガで 5 M Ω 以上	

Г												
			監督員	の事務								
	項	目	課(所)長へ	受注者に	夂	<u>L</u>	理	方	法		資	料
			の報告等	対する措置								
	試験	調整等	の報告等	対する 指承	実せ 受 1 ((((2 (2 (2) 2 地うを 各施自試け試 あ使 1)(2 3) 4) ・ 2) ・ 2 を施らす 一 2 でをお接 一 2 で 2 で 2 で 3 で 4 で 3 で 4 で 3 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4	へ1、地 体そ設結 の体事力に調低調例 換位対弁ををテー、をさ作監整検 一等整隔の即測に のの備果 概の項信適節又整帯 器置策、一行スプヒ上せ動視 出 タの 操・技人定使 記後のに 略調に号合器に器、 等及等夕致うトにコ下、を盤 端 一媒 作	接上では、気のに、各間に分子器は骨に、そうでは、こうでは、は、一つで、機能の用に、験設総つには整つ測しは最は積にのび、ンさ。、つーし操確の、かに等体に、機能を推察し、調備合い、、い定で、高、分に温保 パせ いきて作認監 ら 機か よ器をし、で、書う話 りょうが の 暑ら る相	、て、巻き間で、从って片い目に目片、医り巻、して、巻き間で、というでは、大きないでは、下れいののでは、一様で、一般では、では、大きないでは、から、の、計して範温範、、出取、開う、一出スの弁。記、示、運指、動間、地方は、統領が、第一、一時に、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	- 合総実報 と 器とと囲度囲脈 器付 度こ ・部タ場 、 禄 又 転示 なの。調合施告 お ににを、等、動 又け とリ (ッ所ダ 状 は 、又 びイ整調さ書 り 模よ確動 動に はに モン サトのン 態 記 停は 停ン。に整せの 。 擬り認作 作対 調よ 一ケ 一等状パ 及 録 止記 止タージャイン	「臣妾」 先ころ是 「人実計算」 覚け 節ろ ター・モード 犬 「录」作を地 立合。出 一力際る こる 器時 ージ スの点 作 態 故状 動行極 ちわ を をの。	標仕4;	編 2. 4. 1 2. 4. 2

4. 自動制御設備工事

1. 11. 13.	ا احالا الدارد	ジ 畑 上 争								
	_		の事務					N. I	VE	tol
項	目	課(所)長へ			処	埋	方	法	資	料
		の報告等	対する措置							
試験調	整等			3. 総合	調整	し々壮里	いがこ/フェ	テム的に統合		
(続)							ノム的に航台 幾能を満足す		
					を確認		. C 407C1			
		ı	1						<u>I</u>	

5. 給排水衛生設備工事

1427	J V ¬	監督員				
項目		課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
		の報告等	対する措置			
施工種別			確認承諾	特に次の事項に留意して検討する。 1.機器仕様リスト 2.機材搬入方法(通路、開口部、養生、揚重機器、安全対策等) 3.作業場所(位置、面積、足場、電源及び保守) 4.施工に必要な資格者 消防設備士等とし資格者証の写しの添付を指示する。 5.建築、電気設備工事との施工区分 6.機器類の保管場所及び養生方法 7.機器の取付及び据付方法(アンカー、耐震施工及び防振基礎の場合は計算書共) 8.据付け及び取付け後の養生方法 9.品質計画 (1)下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2)一工程の施工確認方法(施工自主検	標仕 5 編 2	章
製作	図		承諾	査要領) 製作図の要点は次のとおり。 1. 設計図書との照合 (1) 主要部の材質、寸法、性能、構造及び防錆 (2) 電動機出力と力率及び始動方式 (3) 制御及び保護装置 (4) 附属品 2. 外径寸法(巾×長さ×高さ)と搬入口及び搬入路との関係 3. 接続配管類の位置及び寸法 4. 保守点検の容易さ 5. 法規との関連 6. 制御回路接続図	標仕5編1	章
施工	図		承諾	施工図の検討項目は【参考資料】 「11.給排水衛生設備工事の施工図の確認 項目」を参照のこと。	標仕5編2	定章
機材の検(材料検3			検査承諾	機材の検査の要点は次のとおり。 1. 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第14号)に適合するものとする。 2. 衛生陶器類はひずみや色むらが少なく、列置しても不揃いがなく、必要最小限の水量で十分なる機能が得られる品とする。	標仕5編1	章

5. 給排水衛生設備工事

		監督員	の事務					
項	目	課(所)長へ	受注者に	処 理	方	法	資	料
		の報告等	対する措置					
				3. 陶器の質は、JIS による。 4. 水道直結部の水格 の規定に合格するか もの。 5. 衛生陶器、水栓類 個々の機材の検討項 「12. 給排水設備 目」による。	類等は、 使用 は 節水 [目は【	、水道事業者 を承認された 型である。 参考資料】		
施工の等	検査		検査	検査項目は【参考資 生設備工事の施工の検	· · · -		標仕5編	2章
完成前	-		承諾	完成に際し、原則と 確認しる。 1. 試運転の手順と準 (1) 関連転工事を (2) 試運転の事 (2) 試事とののののののののののののののののののののののののののののののののののでは (3) 機有無 (4) 主要性 (5) 測重転記録 (5) 測重転記録 (1) 様定方 (2) 測定方法	編 日 画表の位 と 験表及で 者の技	作成及び関連 び取扱説明書 術者の配置の		
完 成 影			指諾	次の提出 (1) 認 受装 (3) 点 機 (5) 動 (4) 動 (5) 動 (5) 動 (6) 動 (7) か (6) 動 (7) か (7) か (6) か (7) か (6) か (7) か (6) か (7) か (6) か (7) か	ます 取 及 認 表 で	び据付状態確 程の調整、軸 状態及び制御 作動状態確認 動状態確認点 調整		

項 目 監督員の事務	料
 完成前の試験等(続) 2.消火機器(1)機器類の清掃、取付及び据付状態確認(2)ポンプ類の水量及び揚程の調整、軸受温度の点検測定(原則として周囲温度より40℃以上高くなってはならな 	料
完 成 前 の 試 験 等 (続) (2) ポンプ類の水量及び揚程の調整、軸 受温度の点検測定(原則として周囲温 度より40℃以上高くなってはならな	
試 験 等 (1) 機器類の清掃、取付及び据付状態確 認 (2) ポンプ類の水量及び揚程の調整、軸 受温度の点検測定(原則として周囲温 度より40℃以上高くなってはならな	
確認点検 (3) 屋内消火栓及び屋外消火栓の放水試験 (4) スプリンクラー消火装置の作動試験及び放水試験 (5) 不活性ガス及び粉末消火装置の作動試験及び音響警報試験なお、放出試験については設計図書に指定された方法で行うものとする。 3. 給湯配管の書に意味を調整、 空気抜きをした後、設計図書に意味が、空気抜きをした後、設計図書に意図された機能の総合調整を行う。 (1) 機器類の水量及び水温の調整 (2) 各系統別水量の調整 (3) 運転状態の測定及び確認 (全箇所同時開放の場合及び実際使用条件の場合) ア 各機器細入口水温及びその時の補給水温 ウ 立上がり時間及び浴槽湯張り時間エ 燃料消費量 オ 各機器の電流値(防食装置を含む)カ 各出湯箇所の出湯状態。高置水タンク及び受水タンクの水位低下状況ク 給湯周補給水タンク、液に下状況ク 給湯周補給水タンク、水位低下状況ク 船湯放式膨張タンクからのオーバーフローの有無コ その他	

6. ガス設備工事

	監督員	員の事務		
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
	の報告等	対する措置		
施工計画(工種別		確認	「2-1.配管工事」の当該事項によるほか、 法令及びガス事業者の供給約款により確認する。また、次の事項に留意して検討する。 1.仮設計画 資材の保管場所及び養生方法 2.施工方法 (1) 器具の取付、据付方法 (2) 配管の施工方法 (3) 不等沈下対策、防食処置 3.関連工事との取合い 4.試験方法等 5.品質計画 (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導 要領 (2) 一工程の施工確認方法(施工自主検査要 領)	
施工	図	承諾	「2-1.配管工事」の当該事項によるほか、 次の事項に留意して検討する。 1.器具の取付位置 2.電気配線との離隔距離 3.安全設備等の種類、設置位置 4.法規による規制	標仕6編2章 "3章
機材の検 (材料検3		検査承諾	検査の要点は次のとおり。 1. JIS マーク、各種法令等に基づく検査合格 証票等の確認 2. 機材の材質、構造等の確認 3. 試験成績書等	標仕6編2章 〃 3章
施工の検 等	查	検査	「2-1. 配管工事」の当該事項によるほか、次の事項に留意して検討する。 1. 機器、器具の取付状態 2. 機器、器具の外観	標仕6編2章 〃 3章
試	験	指示承諾	「2-1.配管工事」の当該事項による。	標仕6編2章 〃 3章

7. さく井設備工事

	監督員の	の事務							
項目	課(所)長へ	受注者に		処	理	方	法	資	料
	の報告等								
施工計画書(工種別)		確認承諾	1.機材(2.掘削(3.排水4.試験)5.品下下要(1)導	箇所の安 (泥水) 方法等 計画 計負人又 頃	保管場所 全対策 の処分フ は作業員	方法	て 工方法の指 工自主検査要	標仕 7 編 "	
製作図		\1 \ H\H	「1 設計図書。		· · -		質によるほか、	標仕7編 "	
施工、図		承諾	1. 基礎 基礎	コンクリ コンクリ こ対し、 上に構造	ート ートは、 十分な弱 する計画	外部か 度と受 回となっ	らの圧力(地 圧面を持った	標仕7編 "	1
機材の検査 (材料検査)		検査承諾	2. 深井 「5. よるほれ 3. 地中葬	シング、 (JIS マ 戸用水中 給排水 か、水中/	スクリー ーク等) モーター 衛生設備 アーブル	-ン 、種別: -ポンプ 情工事」 等の材質	、呼び径等 の当該事項に 〔確認を行う。	標仕 7 編 "	
施工の検査等		検査	1. 内でさ、ポポにい水ポれ潜深が水地け地3. 没上づ、5. できるできる5. できるできる5. できるできる5. できるできる5. できるできる5. できるできる5. できるできる5. できるできる6. できるできる7. できるできる </td <td>プ直 ケプ貴架がま則条れ熱が及に 一を傷さ規し定例て交仕び下 ブ下さ(定い器にい換上に揚ろ ルろれポ以) よる器が</td> <td>水水し で管 なで では では では では では では では では では で</td> <td>・ 在 在 に 本 に が し い こ に の で る の で る の の の の の の の の の の の の の</td> <td>結させ、井戸 平に設置され が完全に緊結 水位電極) 水位最小2m以 取付けが義務 注意。 00mm程度まで</td> <td>標仕7編</td> <td>3 章 3 章</td>	プ直 ケプ貴架がま則条れ熱が及に 一を傷さ規し定例て交仕び下 ブ下さ(定い器にい換上に揚ろ ルろれポ以) よる器が	水水し で管 なで では では では では では では では では では で	・ 在 在 に 本 に が し い こ に の で る の で る の の の の の の の の の の の の の	結させ、井戸 平に設置され が完全に緊結 水位電極) 水位最小2m以 取付けが義務 注意。 00mm程度まで	標仕7編	3 章 3 章

7. さく井設備工事

1. 2	• > • • •			
		監督員	の事務	
項	目	課(所)長へ の報告等	受注者に 対する措置	
武	験		指承	完成前の試験等として、次の事項を行うよう 受注者に指示し、結果の提出を受ける。 1.機器類の整備をの他 ポンプ、配管、配線等の整備を行う。 2. 揚水試験 JIS B 8302 に基づき、各種揚水試験(予備 揚水試験、設階揚水試験、連続揚水試験、水 位回復試験 井水の使用目的に応じて水質試験を実施する。 4. 水圧試験 地中熱交換器の挿入完了後、水圧試験を行う。

8. 浄化槽設備工事

	•	- 1 -	又 一 一			
			監督員	の事務		
IJ	頁	目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資 料
			の報告等	対する措置		
	工工種	画割)		確認承諾	特に次の事項に留意して検討する。 1. 建築、電気設備工事との施工区分 2. 機材搬入方法(揚重機器、安全対策) 3. 作業場所(位置、面積、電源及び保守) 4. 機器類の保管場所及び養生方法 5. 施工に必要な資格者 浄化槽設備士、電気工事士等とし資格者 証の写しの添付を指示する。 6. 機器の取付及び据付方法 7. 据付け及び取付け後の養生方法 8. 土工事施工方法 (1) 掘削(掘方2m以上の作業を行う場合は労働安全衛生法の規定による) (2) 埋戻し方法 (3) 建設発生土処分方法 9. 品質計画 (1) 下請負人又は作業員への施工方法の指導要領 (2) 一工程の施工確認方法(施工自主検査要	標仕8編2章 "3章
製	作			承諾	領) 製作図の要点は次のとおり。 1.設計図書との照合 (1)主要部の材質、寸法、性能、構造及び防錆 (2)電動機出力と力率及び始動方式 (3)制御及び保護装置 (4)附属品 2.外径寸法(巾×長さ×高さ)と搬入路との関係 3.接続配管類の位置及び寸法 4.保守点検の容易さ 5.法規との関連 6.制御回路接続図	標仕8編2章 3章
施	工	図		承諾	施工図の種類(例)は次のとおり。 1. 杭打施工図 2. 躯体施工図 3. 防水施工図 4. 機器仕様図 5. 電気施工図 6. 配管施工図 なお、検討事項は【参考資料】「14. 浄化 槽設備工事の施工図の確認項目」を参照のこと。	標仕8編2章 〃 3章

8. 浄化槽設備工事

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	用工事 監督員の事務		
項目	課(所)長へ 受注者に		資 料
	の報告等 対する措施		
機材の検査 (材料検査)	検査	検査の要点は次のとおり。 1. ユニット型浄化槽 工場生産品で、浄化槽法第13条に基づく 型式認定品で、かつ、同法第17条に基づき 浄化槽に正しく認定の表示がされていること を確認する。 2. 槽類は、満水試験報告書 3. 機器類は、水圧及び作動試験報告書 4. その他設計図書による該当事項	標仕8編2章 "3章
施工の検査等	検査	検査の要点は次のとおり。 1. 設置位置 2. 掘削状態(水替え、仮設養生) 3. 据付け(水平) 4. 流入管、流出管の接続(位置及び勾配) 5. 埋戻し状態(良質な土砂使用) 6. 附属品の取付状態 7. 電源、空気源等への接続 8. 現場に浄化槽法第30条に規定された標識が掲示されているか。	標仕8編2章 〃 3章
款 験	承諾	次の試験を実施させ、適宜立会い、試験報告書(写真、系統図添付)の提出を受ける。 1. 槽の水張り試験(本工事の場合) 2. 配管の圧力・気密・満水試験等 3. 各機器の動作試験 4. 通水、総合運転試験	標仕8編2.2.2

9. 改修工事

	1				
	監督員	の事務			
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
	の報告等	対する措置			
〈一般共通	事		「1.一般共通事項」に準じて処理するほか、		
項〉			下記による。		
既存部分等	等	指示	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、	改仕1編	1. 3. 10
の処	置	承諾	補修方法等を確認し現状に復旧させる。		
再使用,		指示	再使用する機材は、状態や性能・機能の確認	改什1編	1 4 3
713 12 713 1	•	111/1	を行い、機器に損傷を与えないよう丁寧に取り	97 12 1 7/111	1. 1. 0
			外し、清掃・洗浄等を実施させる。再取付け後		
			には機能確認を実施させる。		
施工計		指示	工事の着手に先立ち、実施工程表、施工計画	改仕1編	1. 5. 1
調	查		書作成のための調査を指示する。 また、消火設備等を改修する場合で、現行法		
			令に適合しない箇所がないか確認させる。		
養	生	指示	既存部分の養生範囲は特記によるが、改修工 事後にも使用される建築物、設備、備品等で改		3 章
			修工事中に汚損、変色等をおこす恐れがある箇		
			所には養生を行うよう指示する。		
有害物質	を	指示	撤去部に石綿、鉛等有害物質を含む材料が使	改仕1編	4 音
含む撤		10/1/	用されてないか確認させ、使用されている場合		1 1
			は、適切に処理させる。		
施工計画	基	確認	工事着手前に提出させ、次の事項について確	改什 1 編	2 2 1
(総合)	=	中田中心	認する。		2. 2. 1
			1. 現場仮設計画		
			外部足場は、「手すり先行工法による足場」 を適用しているか確認する。		
			改仕抜粋		
			第1編2.2.1 足場		
			(7) 足場を設ける場合には、「手すり先行 工法に関するガイドライン」について」		
			(平成 21 年 4 月 24 付け 厚生労働省基		
			発第 0424001 号) の「手すり先行工法等		
			に関するガイドライン」によるものとし、 足場の組立、解体、変更の作業時及び使		
			用時には、常時、すべての作業床におい		
			て手すり、中さん及び幅木の機能を有す		
			るものを設置しなければならない。		

9. 改修工事

		監督員	の事務	
項	目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法 資 料
		の報告等	対する措置	
施工計			確認	工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。 1. フロン類処理計画 (1) 回収計画 (2) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (3) 資格者証の写し (4) 回収装置検査証明書の写し 2. 吸収液処理計画 3. ブライン液処理計画 4. 廃油処理計画 5. 泡消化薬剤及び水溶液処理計画
記	録		指示確認	1. フロン類の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものを提出させ、適正に処理されていることを確認する。 (1) フロン回収行程管理票の引取証明書等 (2) 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) (3) フロン類回収工程現場写真 (回収作業、吸引圧力等) (4) 高圧ガス運送車の確認写真 2. その他の適正処理に係る記録 産業廃棄物広域認定制度の認定を受けた製造者等により処理させる場合は、処理完了報告書等を提出させ、適正処理を確認する。
〈共通	工事>			標仕に準じて処理するほか、下記による。
配管	工事			既存配管との取合いに関する事項は、改仕を 参照のこと。 改仕2編2章 参照のこと。 の 3章
は つ 穴 開	-			はつり、穴あけに関する事項は、改仕を参照 改仕2編4章 のこと。
インサ 及 ア ン				インサート及びアンカーに関する事項は、改 住を参照のこと。 確認の要点は次のとおり。 1.既存のインサート及びアンカーボルトの状態及び強度(やむを得ず再使用する場合) 2.耐震計算書との適合性 3.あと施工アンカーを施工する作業者及び施工の指導を行う施工監理技術者の資格者証の写し 4.金属製あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の使用、埋込み深さ

		監督員	の事務			火 沙工事
項	目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
		の報告等	対する措置			
				5.接着系あと施工アンカーを使用する場合は、 穿孔深さ、孔内の清掃、硬化時間の確保 6.性能確認試験及び施工後確認試験結果(特 記により実施する場合)		
基礎工	. 事			基礎工事に関する事項は、改仕を参照のこと。	改仕2編	66章
〈空気調 設備工事	•			「 $3-1$. 空気調和設備工事」及び「 $3-2$. ダクト工事」に準じて処理するほか、下記による。		
機器の打	散去			機器の撤去に関する事項は、改仕を参照のこと。また、撤去に先立ち冷媒回収・廃油処理が必要な場合は、関係法令に従い、適切に処理させる。		£ 2. 4. 2
ダクト打、製作、耳				ダクト撤去、製作及び取付けに関する一般事 項は、改仕を参照のこと。	改仕3編	£ 2. 2. 1
既設ダ	クト			既設ダクトの再利用、搬出、清掃等に関する 事項は、改仕を参照のこと。	"	2. 2. 9 2. 4. 5
〈自動制征 設備工事				「4.自動制御設備工事」に準じて処理する ほか、下記による。		
撤	去			既存設備の撤去に関する事項は、改仕を参照 のこと。	改仕4編	12節
〈給排水行設備工事				「5. 給排水衛生設備工事」に準じて処理するほか、下記による。		
機器・制	器具			機器・器具に関する事項は、改仕を参照のこと。	改仕5編	1節
給排水往機器の打機器の 、再 使	散去			給排水衛生機器・器具の撤去・再使用に関する事項は、改仕を参照のこと。	改仕5編	£ 2. 2. 7 2. 3. 2
〈ガス設備	帯工 事〉			「6.ガス設備工事」に準じて処理するほか、 下記による。		
既存設付撤	備の去			ガス設備、配管の撤去に関する事項は、改仕を参照のこと。	改仕6編	4節

9. 改修工事

9. 以他		監督員	の事務					
項	目	課(所)長へ	受注者に	処理	方	法	資	料
		の報告等	対する措置					
,	配一工を入事を入事を入ります。		承	を関する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	理量は としぃ 没理「」石 教 物 有整余 等 こ 埋棄 飛 養柰 画 画すが下 分たた 業及建記綿 育 管 成材く に 店 者物 散材 生止 図 画るの記 に技証 法び築事作 記 理 形含	。1に ぶ術明 、清改対業 録 責 板む い て 石 止及 の 含%よ じや資 労掃修改主 及 任 又) て 区 綿理 対び 表 む超。 括格等 安関事が者 各 (外処) 対 集任 合 位 内に確 衛る工 能 健 該 等工 る。 工 任 及 3 につ認	(建築工事) (建築工事)	事編) 1 節

					グラエチ
	監督員	の事務			
項目	課(所)長へ	受注者に	処 理 方 法	資	料
	の報告等	対する措置			
環 () で ()	の報告等		なお、既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。 3. 官公署その他への手続き等一般建築工事の手続きの他、次の手続きについて指示・確認する。 (1) 労働安全衛生法の工事計画届(労働基準監督署) (2) 石綿障害予防規則の作業届(労働基準監督署) (3) 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業局(知事又は市長) (4) 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の石綿事前調査の結果報告(知事又は市長)の石綿事前調査の結果報告(知事又は外壁等の仕られている届出 ※(1)から(3)までは石綿含有成形板又は外壁等の仕上塗材(下地調整材含む)の処理工事のみである場合を除く 4. 施工記録報告書の提出を指示し、提出された当該報告書の内容を確認する。		
			施工記録報告番の内容を確認する。ただし、 承諾した施工計画書に記載された事項で変更がない事項は省略できる。 (1) 施工計画書 (2) 工事記録及び工事写真 (3) 粉じん濃度測定結果 (4) 産業廃棄物処理記録 (5) 施工調査等記録 (6) 作業者の作業記録、特殊健康診断記 録、労働安全衛生教育記録 (7) その他必要事項(試験計測機器の検定 証明等)	特別共付	2 1. 1. 13